

無形文化遺産保護条約について

1. 無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)

(1) 条約の発効

無形文化遺産に対する国内外の理解を深め、各国の無形文化遺産の保護の取組を促進するため、ユネスコが中心となって策定。平成 15 (2003) 年のユネスコ第 32 回総会において採択された。平成 18 (2006) 年 1 月 20 日に条約発効の要件である 30 ヶ国が締結し、3 ヶ月後の 4 月 20 日に発効した。日本を含む 86 ヶ国が締約 (平成 19 (2007) 年 11 月現在)。

(2) 我が国の状況

昭和 25 (1950) 年に制定された文化財保護法の中で、他国に先駆け無形の文化財の保護について規定した。この分野における豊富な知見と経験を有する国として、我が国の優れた制度を条約に反映させるため、条約策定の先頭に立ってきた。また、条約の早期発効を目指し、平成 16 (2004) 年 6 月 15 日に 3 番目の締結国となった。我が国は、条約の運用に係る事項について協議する政府間委員会の委員国になっており、政府間委員会において、条約執行のための指針の策定に参画している。

(3) 条約の主な内容(条約(和訳)参照)

- ・国内における無形文化遺産の保護のため、締約国は、国内の無形文化遺産を特定し、目録を作成する。
- ・無形文化遺産の代表一覧及び緊急に保護する必要がある無形文化遺産一覧(危機一覧)を作成する。
- ・国際的援助を行うため基金を設立する。

(4) 経緯と予定

第 1 回締約国総会 (平成 18 (2006) 年 6 月 27 日 ~ 29 日) 於ユネスコ本部

臨時締約国総会 (平成 18 (2006) 年 11 月 9 日) 於ユネスコ本部

第 1 回政府間委員会 (平成 18 (2006) 年 11 月 18 日 ~ 19 日) 於アルジェ

臨時政府間委員会 (平成 19 (2007) 年 5 月 23 日 ~ 27 日) 於成都

第 2 回政府間委員会 (平成 19 (2007) 年 9 月 3 ~ 7 日) 於東京

第 2 回臨時政府間委員会 (平成 20 (2008) 年 2 月) 於ソフィア

第 2 回締約国総会 (平成 20 (2008) 年 6 月) 於パリ

第 1 回代表一覧記載提案期限 (平成 20 (2008) 年 8 月)

第 3 回政府間委員会 (平成 20 (2008) 年 9 月) 於イスタンブール

第 4 回政府間委員会 (平成 21 (2009) 年 9 月) 未定 第 1 回代表一覧記載決定

2. 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

(1) 目的等

世界各国の口承及び無形遺産の継承と発展を図ることを奨励するため、平成 13 年から隔年で、ユネスコが定める基準を満たすものを、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言。

(2) 宣言の状況

これまで、日本の無形遺産を含む 90 件が傑作として宣言された。

第 1 回目（平成 13（2001）年 5 月） 「能楽」を含む 19 件

第 2 回目（平成 15（2003）年 11 月） 「人形浄瑠璃文楽」を含む 28 件

第 3 回目（平成 17（2005）年 11 月） 「歌舞伎（伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎）」を含む 43 件

(3) 「傑作宣言」と「無形文化遺産保護条約」の関係

「無形文化遺産保護条約」によれば、既に宣言された「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」は、条約の発効後は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることとなっている。

条約発効後、「傑作宣言」は行われなないこととなっている。

無形文化遺産保護条約第2回政府間委員会（結果概要）

1. 日 時

平成19年9月3日（月）～7日（金）

2. 場 所

東京国際交流館プラザ平成（お台場）

3. 議長国等

議長国：日本（近藤 誠一 日本国ユネスコ代表部大使）

副議長国：ボリビア、エストニア、フランス、シリア（欠席）

ラポラトゥール：セネガル

委員国：24カ国、オブザーバーとして33カ国、11団体が出席

出席者合計約180名

4. 概要

本条約は、2003年ユネスコ総会において採択され、2006年4月に発効。我が国は、2004年6月に3番目の国として締結し、今次会合は、第1回政府間委員会（同年11月、於アルジェ）、第1回臨時政府間委員会（2007年5月、於成都）における予備的議論を踏まえ、条約を実際の運用、無形文化遺産の2種類の一覧を作成するための手順等を決定した。

<主な議題>

代表一覧及び危機一覧への記載基準・手続きに関する運用指針（議題6）

- ・本指針採択により、第2回締約国会議（2008年6月、於パリ）において記載までの日程・手続きを決議した上で、2009年9月に行われる政府間委員会において最初の両一覧記載が行われることとなった。
- ・代表一覧については、一年当たりの推薦件数に上限を設けない、申請書は、委員会の下に設置する小委員会(subsidiary body)による検討(examination)を受け委員会が評価を下し(evaluation)、記載か否かの判断を行うこととなった。
- ・危機一覧については、一年当たりの推薦件数に上限を設けない、申請書は、助言団体(advisory organization)の検討(examination)を経て委員会が評価を下し(evaluation)し、記載か否かの判断を行うこととなった。

無形文化遺産傑作宣言の無形文化遺産代表一覧への統合（議題14）

- ・本決議採択により、「傑作宣言」を受けた90件（我が国からは能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎の3件）が、2008年9月に行われる政府間委員会において代表一覧に統合されることとなった。

5. 今後の予定

2008年2月 第2回臨時政府間委員会 ブルガリア（ソフィア）

2008年6月 第2回締約国総会 フランス（パリ）

2008年9月 第3回政府間委員会 トルコ（イスタンブール）